

給水装置はあなたの財産です。

給水装置の管理は所有者が行う

道路に埋めてある水道管(配水管)から分かれて、各家庭に引き込まれている水道管(給水管)とこれに直結する蛇口や水止め栓、給湯器などの給水用具をまとめて「給水装置」と呼んでいます。

給水装置は建物の所有者が設置したもので、所有者の財産です(水道メーターは除く)。したがって、維持管理は所有者が行い、それにかかる費用は、所有者が負担することになります。

ただし、当市では、配水管から分かれた部分より水道メーターまでは、水道事業体(市)が管理し費用を負担します。

給水装置の工事は指定工事事業者へ

給水装置に関しては、その構造及び材質に関する基準が政令に定められており、基準に適合した製品を使用する必要があります。この基準に適合している事を確保するため、市の指定を受けた給水装置工事事業者が皆様の委託を受けて、給水装置工事を施工することになります。

この指定給水装置工事事業者でない者が施工した場合には、給水を受けられない場合があります。

ああ、水が止まらない！

給水装置の仕組みを知っていればあわてることはありません。まず、水止め栓を廻して水を止めましょう(レバーの場合は反対側に倒します)。

そのうえで故障の内容を点検し、指定給水装置工事事業者へ修理を依頼しましょう。なお、蛇口のままの取り替えなど簡単な修理はご家庭でもできます。



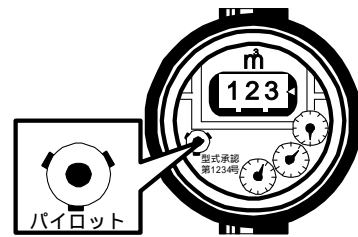
漏水のチェック

検針水量がいつもより多いと感じたら、水漏れチェックをしてみてください。

大切な水の節約のためにも、定期的にお調べになることをお勧めします。

チェックの手順

- ご家庭内の蛇口を全部閉めてください。
- 水道メーターのパイロットの動きを見ます。
- 止まっていれば水漏れはありません。
- 動いていれば水道メーターから蛇口までのどこかで水漏れしています。



漏水しているときは、市指定給水装置工事事業者に至急連絡して、修理してください。

漏水箇所が地中である場合などは、申請により料金の一部を軽減できる場合がありますので、修理された場合は水道課へご連絡ください。

水道料金のお支払は、便利な「口座振替」をご利用ください。

手続きは簡単です

最近お支払いいただいた水道料金の領収書と口座登録をした印鑑をお持ちになり、取扱金融機関の窓口でお申込みください。

納入通知書の裏面には「口座振替依頼書」が印刷されていますので、ご記入のうえ、金融機関または水道課へご提出いただくことでもお申込みいただけます。

取扱金融機関(下記の本店または各支店)

埼玉りそな銀行	りそな銀行
三菱東京UFJ銀行	三井住友銀行
武蔵野銀行	東和銀行
埼玉縣信用金庫	中央労働金庫
埼玉中央農業協同組合	郵便局(ゆうちょ銀行)